

町田市  
町内会・自治会活動の  
ハンドブック

【第10版】



編集 町田市市民部 市民協働推進課

協力 町田市町内会・自治会連合会

## はじめに

1958年（昭和33年）2月1日、町田町（町田町と南村が合併）、鶴川村、忠生村、堺村が合併し、町田市として歩み始めました。その約4か月後、町田市町内会・自治会連合会が発足、発足当時の町田市町内会・自治会連合会に加盟する町内会・自治会は、44団体でした。

2026年4月時点で、町田市内の町内会・自治会数は307団体を数えます。しかし、近年は加入率（町田市の全世帯数における、町内会・自治会に加入している世帯の割合）の減少傾向が続いております。

加入率減少の背景には、単身世帯の増加、集合住宅（マンション）の増加、少子高齢化の進展等、さまざまな要因が関係しています。個人を尊重する風潮がある中、町内会・自治会の活動に苦慮している声も増えつつあります。一方で、災害が発生した際の助け合いにおいては、日頃からの地域の交流が大切であるとの声が頻繁に聞かれるようになりました。その地域の交流を支えているのが、まさに町内会・自治会の活動です。

そこで、町内会・自治会の運営が少しでも円滑に進められる一助になればと、このハンドブックを製作しました。

ハンドブックの内容は、「役員を引き受けたものの何をどうしたら良いか分からない」「町内会・自治会のことを知りたいけれど何を調べたら良いか分からない」という声に応えられるよう編集しました。また、町内会・自治会活動に積極的に参加している方にも、参考になるような内容を掲載しています。大きさは、持ち運びしやすいようにA5サイズで製本しました。

ぜひ、このハンドブックを活用いただければ幸いです。

2026年4月  
町田市市民部 市民協働推進課


# 目次

《マニュアル編》	6
1 町内会・自治会について	7
2 決まりごと（規約、会則）について	9
3 会議について	10
4 役員について	13
5 会計について	17
6 活動について	19
7 広報について	20
8 加入のお誘い（加入促進）について	21
9 連合会について	22
10 補助制度について	24
11 地縁による団体の認可（法人化）について	25
《町内会・自治会のお悩み解決事例集（Q&A）》	27
《資料編》	35
町田市の補助制度	36
① 町内会・自治会を対象としたもの	36
町内会・自治会補助金	36
町内会・自治会等集会施設整備事業補助金	37
② 町田市町内会・自治会連合会、地区連合会を対象としたもの	38
町田市町内会・自治会連合会補助金	38
町田市町内会・自治会地区連合会交流事業補助金	38
一般コミュニティ助成事業	38
③ その他	38
自主防災組織補助金	38
東京都等の補助制度（対象：町内会・自治会、連合会等）	39
地域の底力発展事業助成	39
町会・マンション みんなで防災訓練	39
町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成	39
町会・自治会デジタル化推進助成	40
知っていると便利な制度	40
① 運営を支援する制度	40
ボランティア保険	40
まちの応援プロボノチーム・まちの情報発信講座	40

② 防犯、防災、交通安全など.....	41
防犯活動物品の貸与について.....	41
防災訓練での起震車訓練.....	41
「避難行動要支援者名簿」の提供について.....	41
警視庁公式防犯アプリについて【無料】.....	42
東京消防庁公式アプリについて【無料】.....	42
住まいの防火防災診断.....	42
町田市防災WEBポータル.....	43
③ ごみ処理.....	43
資源とごみの集積所.....	43
地域資源回収.....	43
地域美化活動のごみの処理.....	43
町内会・自治会活動で出たごみの処理.....	44
ごみの不法投棄対策.....	44
ごみのポイ捨て・歩きたばこ防止啓発看板.....	44
火災や災害によりごみが出たとき.....	44
町内会・自治会向け「資源とごみの出前講座」.....	44
④ 暮らしの環境.....	45
犬・猫のマナー啓発看板.....	45
動物の死体を見つけた時 など.....	45
イベントごみ減量支援制度.....	45
道路上に放置された自転車等の撤去.....	45
街路灯が点かない.....	46
道路に穴があいていたら.....	46
街区表示板が破損している・外れている.....	46
狭あい道路や私道整備・移管.....	47
公園の清掃管理を行ってみませんか？.....	47
空家対策.....	47
ハチ・ねずみ・衛生害虫対策.....	47
外来生物防除事業.....	48
公害に関する相談.....	48
街づくり活動.....	48
⑤ 相談先.....	48
地域市民相談室.....	48
町田市地域活動サポートオフィスについて.....	49
消費生活相談.....	50
心配ごと相談（電話相談）.....	50
外国人住民との交流に関する相談.....	50
高齢者の見守り・地域の高齢者に関する相談.....	50
⑥ 行事・講座.....	51
介護予防普及啓発講座.....	51

子ども会等、地域の子どもの活動をお手伝いします	51
町内会・自治会向け「消費生活出前学習会」	51
町内会・自治会「出張講演会」	51
地域のイベントや講座の相談	51
小・中学校の特別教室等の地域利用について	52
普通救命講習会について	52
行事等での食品の提供について	53
AED（自動体外式除細動器）を貸し出しています	53
⑦ 健康	53
がん検診について	53
ゲートキーパー養成について	53
医療情報冊子（みんなの医療）の提供	54
⑧ コミュニティ	54
地区協議会	54
町田市町内会・自治会連合会	54
コミュニティ研究の結果について	55
⑨ その他	55
まちだサポーターズについて	55
ボランティアについて	55
ふれあいサロン・子育てサロン活動事業	55
「赤い羽根共同募金」・「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」について	55
フードバンクまちだ	56
町田市庁舎及び主な施設一覧	57
町田市庁舎・市施設	57
市民センター・コミュニティセンター等	57
子どもセンター	58
地域子育て相談センター	58
中学校給食センター	58
高齢者支援センター（地域包括支援センター）とあんしん相談室	59
まちだ福祉まるごとサポートセンター	60
その他の官公署等	62
連合会	62

※このハンドブックは、2026年4月時点の情報に基づいて編集しています。



《マニュアル編》

町内会・自治会について

基本的なことをまとめました

# 1 町内会・自治会について

## 町内会・自治会とは

町内会・自治会は、住民同士の自由な意思によって結成されている任意の団体です。そのため、法律などで定められた運営方法や活動内容はありません。

地域で暮らす皆さんが、地域のために必要なことへ取り組んでいる団体が、町内会・自治会です。

## 町内会・自治会の運営とは

町内会・自治会の運営は、会員皆さんがそれぞれの立場を理解しながら、一人ひとり役割を担うことが大切です。そのためには、話し合いの場をつくり、コミュニケーションを図ることが不可欠です。

しかし、町内会・自治会の組織が大きかったり、活動が多様化したりしている現在では、会員全員がいつも集まることはできません。

そこで、効果的かつ円滑に町内会・自治会を運営していくためには、運営を中心に行う役員を決め、執行体制をしっかりとしたものにする必要があります。

## 町内会・自治会を運営するためには

まず、役員を中心に、活動方針や大まかな活動計画などを話し合います。

役員は、話し合いでまとめた方針や計画にしたがい、日常的な運営の方法や活動の詳細について話し合い、総会で決定します。年度の途中でも、役員以外の会員の意見を聞いたり、承認を得る必要があれば、臨時で総会などを開くことも考えましょう。

- ・総会について、定期総会の開催方法（[11ページ](#)、[12ページ](#)）

## 運営にあたって気を付けること

総会や役員会などの話し合いでは、議事録等の記録を残すことが重要です。

そして、会員と役員が互いの立場を理解しながら、協力して運営と活動を行うためには、運営のすべてを一部の役員だけで決めるようなことがあってはなりません。

一方で、役員以外の会員は、活動を役員任せにするのではなく、町内会・自治会の運営や活動に積極的に関わることが大切です。



## 町内会・自治会と管理組合の違い

町内会・自治会に似た組織として、マンション等で組織される「管理組合」があります。「管理組合」でもコミュニティ活動（親睦活動）を行っているところもありますが、町内会・自治会と管理組合の大きな違いは次の2点です。

### 【組織を規定する法律】

町内会・自治会：なし（自主的に組織された団体）

管理組合：建物の区分所有等に関する法律

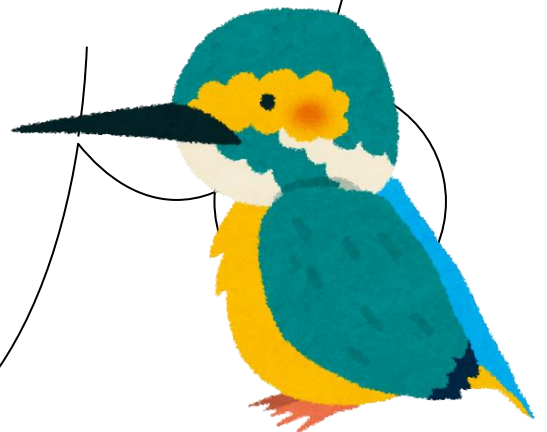
### 【会員の資格】

町内会・自治会：主に区域内に居住する人

管理組合：該当する物件（部屋）を所有する人

つまり、管理組合は共有財産の管理を主たる目的としており、会員資格として、そこに暮らしているかどうかは関係ありません。また、法律に基づいて、必ず組織しなければなりません。

町田市内のマンションに住む人の中には、管理組合があるから、という理由で町内会・自治会に加入していない例があります。しかし、コミュニティ活動を主たる目的とする町内会・自治会の意義は、マンションに住んでいても戸建てに住んでいても同じです。町田市では管理組合とは別に町内会・自治会を設立し、コミュニティ活動を促進するためのお手伝いもしています。



## 2 決まりごと（規約、会則）について

### 規約、会則とは

町内会・自治会の「決まりごと」です。「規約」や「会則」として明文化することで、加入する人に会のことを分かりやすく説明できます。また明確な「決まりごと」があることで安心して活動できます。

### 規約、会則のつくり方

「総会」を開き、よく話し合ったうえで議決し、制定します。

規約や会則は、活動、予算、会議等について、誰もが理解できるよう明文化したものです。そのため、全員が納得する内容でまとめることが不可欠です。

### 規約や会則の内容で気をつけること

規約や会則を制定、改正するときは総会で議決することが望ましいため、あまり細かいことまで規約や会則で決めてしまうと、改正のために頻繁に総会を開く必要が生じ、町内会・自治会の柔軟な運営ができなくなる恐れがあります。

そのため、重要な事項だけを規約で決めて、軽易な事項は、細則や役員会の決定に委ねるという方法もあります。

### 規約や会則で決めておくこと

一般的には、以下のような内容を定めています。

- 目的：どのようなことをするために、地域でまとまるのかを決めます。例えば、「地域で暮らす人たちの親睦」、「住環境の維持」、「防犯防災のための連携」、「住みよいまちづくり」等の内容がここに該当します。
- 事業：目的を達成するために、取り組む内容を明記します。「交流」「防犯」「防災」「美化」などが考えられますが、会員の皆さんでよく話し合って決めます。
- 区域：どの地域の人たちが町内会・自治会としてまとまっているのか、を明示します。「〇〇町全域」、「〇丁目から〇丁目」と記載します。
- 会員：会員の資格（個人会員、法人会員、賛助会員）や、入会や退会の手続きについて明文化します。
- 役員：どんな役員構成で、町内会・自治会を運営していくのかを決めます。会長・副会長・会計など役員の種別や選任方法、職務・任期などを記載します。
- 会議：総会、役員会などの会議について、議決する内容や、招集の方法、定足数（総会が総会として成立する出席人数）などを記載します。
- 会費：「一世帯当たり月額〇〇〇円」、「毎年総会で決める」のように記載します。

### 3 会議について

#### 会議とは

町内会・自治会の運営は、特定の人のお意思だけで行われなよう留意しなければなりません。会員の皆さんの意見を集約し、反映させながら事業を進めるうえでは、話し合いの場を用意することが必要です。

#### 会議の種類

町内会・自治会の会議には、目的や役割によって種類があります。

- ・総会：予算、事業計画、決算、事業報告、役員の選出、会則（規約）の制定や改廃等を決定する会議です。一般的に年一回開催される定期総会と、必要に応じて開催される臨時総会があります。
- ・役員会：役員が集まる会議で、総会で決まったことを実行するための、実務的な打ち合わせが行われます。定期的に役員会を行い、課題を共有し、解決策を検討している町内会・自治会も数多くあります。
- ・委員会：町内会・自治会のなかには、防犯、防災や環境について専門的に活動する「委員会」を設けていることがあります。「専門部会」という呼び方をしていることもあります。こうした、特定の活動に限定した会議を開催することで、それぞれの「委員会」の活動が円滑に進みます。
- ・班長会：町内会・自治会の区域が広い場合、いくつかの班（ブロック）に分けていることがあります。この班（ブロック）を代表する人たちの集まりを「班長会」等と呼びます。町内会・自治会からのお知らせを会員に伝えたり、会費をとりまとめたりすることが多いようです。

この他にも、さまざまな会議が考えられますが、会議そのものは町内会・自治会の活動の目的ではないので、必要な会議を、必要なタイミングで開催することが重要です。

仕事や家事、育児に時間をとられ、会議に参加するのが難しい人もいます。そこで、皆が参加しやすいよう会議時間の短縮や回数を減らせるように、工夫しています。

例えば、

- ・電子メールやLINE等のSNSで資料を配信
  - ・Googleドライブ等のクラウド上にデータを保管して共有
  - ・LINE等のSNSのアンケート機能を活用した意見集約
- などを行い、対面での会議時間と回数を減らし、効率化を図っています。



## 総会について

新年度が始まる前の事業計画と予算を議決するための総会と、旧年度が終わった後の事業報告と決算の承認を得るための総会を行うことが理想です。しかし、一般的には総会の開催に向けての準備の負担を考慮して、年に一度の（定期）総会に集約して開催されています。

## 総会の必要性

町内会・自治会は、一部の人の意思だけが反映される組織ではないため、会員の皆さんの町内会・自治会への関心と信頼を高めるために、少なくとも年に1度は、全員に参加を呼び掛ける「（定期）総会」を開きましょう。

## 総会を開催するには

総会を開催するにあたっての具体的な手順は以下のとおりです。内容は例ですので、役割分担や準備期間等を考慮して進めましょう。

### ①議案を作る

役員が中心となって、総会に提出する議案（事業計画、予算など）を作成します。

### ②開催を通知する

日時、会場、議題を記載した通知を作成します。議案やその概要ができていれば添付することが望ましいです。開催前に余裕をもって会員が目を通せるよう、配付（あるいは回覧）することが大切です。欠席の方には、委任状等の提出を呼びかけましょう。

### ③開会する

出席者の数と委任状等の数を確認し、規約等で定足数の定めがあれば、それを満たしているか確認が必要です。冒頭で議長と議事録署名人（2～3人）を自薦や他薦により選出します。議長は会長が務める場合もあります。

### ④議案を審議、議決する

役員から議案を説明し、質問や意見を受け付けます。出席者が発言しやすい雰囲気作りに努めて、議案の修正を求める意見が多ければ、継続審議とするなど、柔軟な対応も必要です。議案は規約や会則で定める方法で議決し、その際には、委任状等の票数も忘れずに算入する必要があります。また、せっかく会員の皆さんが集まる機会ですので、議案以外の事項について意見交換するなど、相互理解を深めることも大切です。

### ⑤閉会する

閉会後は、書記などが速やかに議事録を作成し、議事録署名人の押印を得て、議案資料と一緒に大切に保管してください。また、総会の結果は、広報紙、回覧板などで会員の皆さんにお知らせしましょう。

## 定期総会の開催方法について

対面での開催のほか、感染症予防や、開催場所の確保が難しい、多数の方が集まることが難しい場合には、「書面議決」「WEB 会議」「電話会議」を行うという方法もあります。役割分担や準備期間等を考慮して進めましょう。

### <書面議決の流れ>

- ①「定期書面議決のお知らせ」「書面表決書」「議案（総会資料等）」を会員に配付する。
- ②会員から「書面表決書」に必要事項を記入のうえ、提出してもらう。
- ③総会の集計を行う。
- ④回覧等で書面議決の結果を会員にお知らせする。

役員会や委員会の開催についても、構成員が相当数見込まれる状況においては、対面以外の「Web 会議」「テレビ会議」「電話会議」などにより開催することも可能です。

### <認可地縁団体における書面会議の注意事項>

認可地縁団体が定期総会を書面またはメール等の電子データで決議するには、構成員全員の承諾を得る必要があります。また、書面等で決議を行う場合は、議案ごと採決しなければなりません。  
※総会を WEB 会議等での開催することについては、全員の同意は不要です。皆が参加しやすい方法を検討しましょう。



### 【参考】認可地縁団体にかかる法令規定

#### <総会開催方法にかかる規定>

- 1 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる
- 2 (認可地縁団体の総会に出席しない構成員は)前項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる
- 3 構成員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことができる
- 4 総会で議決する事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、決議があったものとみなす  
(法第260条の18、地方自治法第260条の19の2)

(電磁的方法とは、電子メール、Webサイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法などを指します)

## 4 役員について

### 役員とは

町内会・自治会が継続的に活動していくために、一定の役割を担う人が必要です。町内会・自治会は任意の団体ですので、役員が担うべき役割を明確にすることが大切です。役員は総会の決定事項に従い、日常的には会員の意見を聴き、情報を伝達しながら町内会・自治会の目的を実現するために活動します。

### 役員が担うこと

町内会・自治会に加入しない理由として「役員が回って来たら大変そう…」という声があげられることがあります。大変だと感じたら、分担を変える・やることを減らすなど、思い切って見直しをしてみるのも方法の一つです。

確かに時間や労力がかかるかもしれませんが、自分の暮らすまちをより深く知ることができますし、今まで知らなかった人と出会い、顔見知りになっていくことで、安全・安心にもつながっていきます。

お祭りの準備が大変だったので、活動内容を見直しています。

例えば

- ・やぐらを組むのを業者をお願いする
  - ・お祭りの賄いを作るのをやめて、ケータリングにする
  - ・お祭りをやめて、イベント会社に依頼する
- など、思い切って変えたところ、活動が少し楽になりました。



### 役員の選びかた

立候補による選挙、役員の互選、班長で持ち回り（輪番）など、町内会・自治会ごとに違います。会員の皆さんでよく話し合い、一番望ましい方法を決めてください。

また、持ち回り（輪番）で役員や班長を決める場合、高齢者や乳幼児のいる世帯、介護を要する家族がいる世帯に負担が及ばないように配慮することで、地域のより良い関係を築けることが多いようです。

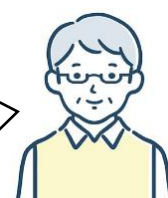
### 役員の任期

町内会・自治会ごとに様々です。1年のところもあれば、3年のところもあります。

任期が1年だと、慣れてきた頃に交替の時期を迎えてしまいます。

そこで、任期を2年にして、改選は1年ごとに半数ずつ、という制度にしてみました。

少しずつ交代することで個人の負担を減らしつつ、昨年の方が分かる人が役員にいたので、質問しながら円滑に運営できるようになりました。



## 役員の構成と人数

一般的には、会長、副会長、会計、書記、庶務等が挙げられます。

どのような役職にどれくらいの人数が必要か、役割の分担は、町内会・自治会の方針や考え方で大きく異なりますので、特定の人に負担が偏らないようにしましょう。そうすることで、「負担感」が大きいため役員の手が不足する、という状況を回避することができます。

## 役員が担当すること

町内会・自治会の状況によって異なりますが、以下のような内容を担当することが多いようです。

### ○会長

町内会・自治会の代表者として、役員を統括し、会の運営に責任を負います。また、各種団体の会議や行事に出席することもあります。

### ○副会長

会長を補佐し、会長が不在の時には職務を代行します。複数の副会長を置いて、分野ごとの統括責任者としている町内会・自治会もあります。

### ○会計

会費などの収入や物品購入代などの支出を行います。それに伴って、通帳や現金を管理するとともに出納帳簿などの書類を作成し、領収書等の必要書類を保管します。

### ○書記・庶務

会議の記録、広報紙、回覧の作成・整理など事務全般を受け持ちます。副会長や会計が兼務している場合もあります。

### ○監査（監事）

帳簿や領収書などを確認し、会計処理や事業運営が適正に行われているかをチェックします。その役割上、他の役員と兼務するべきではありません。

### ○班長

町内会・自治会の区域を班（ブロック）に分けている場合に、そのまとめ役として、班内の会費の徴収、情報の伝達などの役割を担います。

### ○専門部長

防犯、福祉、体育、お祭りなど、各活動分野を統括します。各種団体の委員を兼ねている場合もあります。

## 役員として気をつけること

町内会・自治会活動は、会長と役員が中心となって支えていく必要があります。しかし、役員だけの町内会・自治会ではありませんので、留意すべき事項として以下のことがあげられます。

### (1) 幅広い住民参加への工夫

町内会・自治会活動に、その地域に住む人たちの総意が反映されるよう、出来る範囲で住民の要望の把握に努め、活動内容を工夫してみましょ。

## (2) 自由でのびのびとした雰囲気作り

町内会・自治会活動を進める上では、何よりも民主性が求められます。会員や役員がお互いの個性を認め合い、理解し合って活動を進められるような場の設定や雰囲気づくりに心がけましょう。

## (3) プライバシーへの配慮

生活に密着した活動を行なっている町内会・自治会は、住民のプライバシーを知りうる機会が多いといえます。一方、町内会・自治会への参加に大きな抵抗感を感じる要因は「プライバシー侵害感」であると言われています。プライバシーへの配慮は、その地域における住民同士の関係を良好にし、自治会・町内会への信頼感を高めることとなります。少なくとも、知り得た情報を目的外に使うことや吹聴して回ることをしないような配慮が必要です。

## (4) 個人情報保護の取扱い

2005年4月に施行された「個人情報保護法」には、「個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保持する」という法理念があります。

会員から個人情報を収集する場合は、利用目的を伝えて同意を得るようにしてください。また、不要になった個人情報は、シュレッダーにかける・手で破くなど、保管だけでなく廃棄まで適切に行ってください。

町内会・自治会で個人情報をどのように取り扱ったら良いかについては、町田市町内会・自治会連合会と町田市（市民協働推進課）が一緒になって2013年に作成した「個人情報取扱マニュアル」を参考にしてください。



▲町田市 HP

「町田市町内会・自治会  
向け 個人情報取扱マニ  
ュアル」

## 新しく役員になったら

まず、前任者から引き継ぎを受けます。

役員や担当者が替わっても町内会・自治会の運営が滞らないようにするには、旧役員から新役員への引き継ぎをしっかりと行なうことが大切です。

役員の役職ごとに必要な資料や記録を整理して専用のファイルに綴じて「マニュアル」として後任者に渡すなど、書類によって引き継ぎを行っているのが一般的です。

### ■引継ぎの工夫■

町内会・自治会の文書をパソコンで作成することが増えているため、紙だけでなく、電子データも引継いでいます。

USB や Google ドライブ等のクラウドに保存した電子データを新役員に引き継ぐことで、一から書類を作成する手間を省いています。



## 代議員制で気を付けること

規模の大きな町内会・自治会では、定期総会等の出席を、班長を含む役職者に限定していることがあります。

班長が「その班（ブロック）を代表している」立場であることが理由のようですが、気を付けなければいけないことがあります。

それは・・・

班長が、「代議員」として、  
会員の意思を集約する機会を確保しているかどうか  
です。

単純に順番が来たから班長を務めている場合であっても、班（ブロック）の意見を集約し、その意見を組織の運営に反映させることで、会員の、意見を言う場（総会）への出席を、阻害していることにならないよう配慮することが重要です。

## 5 会計について

### 会計とは

町内会・自治会が活動をするには、資金が必要です。

資金は確実に管理し、予算で決められた内容に沿って使うこととなりますが、こうしたお金の管理と、その記録を残すことをまとめて「会計」といいます。

### お金を管理するための心がけ

お金を適切に扱うことは、町内会・自治会が会員から信頼されるために最も大切なことです。役員全員が会員の貴重なお金を預かっているという意識を持ち、一方で、会員も、役員だけに任せずに、皆で管理しようという気持ちを持つことが大切です。

また、お金が適切に管理され、目的に沿ってきちんと支出されていることが誰にでも理解できる「仕組み」作りが必要です。仕組みは町内会・自治会によって様々ですが、一部の人が会計を管理する状態が長く続いたり、監査が十分に機能していない状況を避けることが、会員からの信頼に繋がります。

### 活動資金について

町内会・自治会の活動に必要なお金の大部分は会員の皆さんからの会費で賄われています。それ以外にも、市などから交付される補助金などを、活動に充てています。

町内会・自治会の中には、資源回収に積極的に取り組んで、そこで得た資金も活動に充てて、行事等を充実させている事例も多く見られます。

### 会費について

会費については、皆さんで話し合って公平で納得できるような金額、算定基準にしましょう。その金額や算定基準については、規約で定める、総会で議決するなどにより、全員に広く知らせることが大切です。

町田市内の事例としては、1か月1世帯あたり200～400円くらいの会費にしている町内会・自治会が多く見られます。また、集会所の修繕工事のための積み立て、災害時の備蓄品を購入や集会施設の管理・修繕等の財産管理に必要な費用の積み立てのため等、もう少し多くの会費を集めている町内会・自治会もありますが、いずれにしても、会員が納得する内容の会費とすることが大切です。

### お金の動きの記録

#### ①帳簿

毎日のお金の出入りを記録する書類が必要です。基本的には家計簿と同じです。帳簿にはいくつかの種類がありますが、どの町内会・自治会にも必要なものは、日々の現金の出入りを管理するための現金出納帳といわれるものです。

現金出納帳は、現金の収入と支出をすべて記録して、「今お金がいくらあるか。

またどうしてそうなったのか」を分かるようにしておくための物です。

お金の出入りを正確に記録するために、支出を行った際には必ず領収書を持ち、領収書の日付や金額を間違いなく転記します。また、決算前だけでなく、月末などの区切りで集計し、帳簿の残高と実際の残高が一致しているか確認することが必要です。

## ②決算報告書

決算報告書は、一年にいくらの収入があり、どのような活動にいくら支出したか、また町内会・自治会がどのような財産を持っているかを会員に報告する書類です。決算報告書は、単に一年間の会計事務の結果を伝えるだけのものではなく、活動や運営について話し合うためになくてはならないものです。

決算報告書は年度末の総会で会員の承認を得ます。皆さんから預かったお金を町内会・自治会の目的に沿って支出したことを説明する責任があるからです。

## ③予算書

予算書は一年間の活動の予定をお金の面から表した書類です。予算書をつくるときには、活動報告や決算報告書などを参考にしながら、これまでの活動を振り返って、新年度につないでいくという意識が大切です。

## 監査の役割

監査の目的は、会員が気持ちよく活動できるように、会計事務が信頼できるものであることを証明することです。そのために、お金の動きだけでなく、支出の際の領収書との整合性を確認したり、収入についての内容を精査したりする必要があります。

こうして監査が責任を持って、団体のお金の管理の全体像を把握し、将来を見据えて執行部に助言することによって、会員は安心して活動を行うことができますし、役員への会員の信頼も増すことにつながります。

なお、監査は決算時のみに行うものではありません。会計事務は日常的に行われていますので、決算時以外でも、気付いた点があれば、役員だけでなく、必要に応じて会員を交えて話し合うことも大切です。

年度末に一度に決算処理を行うのは大変。  
他の町内会・自治会は、どのくらいの頻度で中間の確認をしているのかな。



決算に向けて、会計・監査・会長など複数人で、定期的に確認しています。

- 1か月～四半期ごとに会計の帳簿と口座の残高、現金の残額の確認を行っています
- 会員さんからお預かりした大切な会費ですので、確認は複数の目で行うようにしています。よろしければ参考にしてください。



## 6 活動について

### 町内会・自治会の活動とは

町内会・自治会は、規約や会則で規定されている目的に沿った活動を行います。一般的に、親睦事業、防災訓練や清掃活動などの活動に取り組んでいますが、人手もお金も限られていますので、無理のない範囲で活動を行うことが大切です。

### 町内会・自治会の活動の種類

町田市内の町内会・自治会で行われている活動には、さまざまなものがあります。細かく分類すると多岐にわたりますが、主に、以下の活動が挙げられます。

- ・防犯活動：パトロール、児童の登下校の見守り等
- ・防災活動：避難訓練、災害備蓄品の整備、スタンドパイプや消火器等を活用した防災訓練及び講習等
- ・美化活動：道路や公園の清掃、花壇の整備等
- ・環境活動：資源ごみの回収、資源ごみ回収場所の清掃等
- ・親睦活動：盆踊り大会の開催、運動会や文化祭等のイベントの開催等
- ・渉外活動：連合会活動への参加、地区交流事業の実施、各種会議への出席等
- ・広報活動：広報紙の発行、ホームページの運営等

これ以外に、複合的な活動として、コミュニティバスの運営に携わったり、小中学校と合同のイベントを開催したり、近隣の大学や企業との連携や社会福祉協議会と合同で事業を実施する等、従来からの町内会・自治会の活動にとらわれない試みも見られます。

### 他団体との協力

地域では、町内会・自治会のほか、社会福祉協議会、PTA、学校、NPO法人など様々な団体が活動しています。

他の団体と情報交換し、協力することで、自分たちの町内会・自治会の負担の軽減にもつながります。

また、町田市には、町内会・自治会の連合組織があります。詳しくは、「連合会について」を参照してください。(☞22ページ)

他の団体との協力や連携って言われても…。  
知っている団体もないし、どうしよう？



市民協働推進課では、大学などとの  
連携の橋渡しも行っています。  
お気軽にご相談ください。



## 7 広報について

### 広報とは

町内会・自治会の活動を、広く地域にお知らせすることをいいます。

普段、町内会・自治会の活動に関心の薄い方にも、広報物を目にすることで、活動に興味を持ってもらえるきっかけとなります。

### 広報の意義

町内会・自治会へ加入する人が減少傾向にありますが、理由のひとつに、町内会・自治会への加入経験のない人が増え、活動内容が分からない・知らない人が増加していることが挙げられます。

活動を広く知ってもらうことで、未加入の方や加入していても活動に積極的でない方に対して町内会・自治会への加入や、活動への自発的な参加を促すきっかけをつくることができます。

### 広報の手段と特徴

#### ◆会報（全戸配布）

全員に迅速に情報を伝えたい場合や、大切な情報を伝えたい場合に適しています。全戸配布することで各自が必要な情報を保存することができます。

災害時に必要な備えなどを会員に配布している事例もあります。

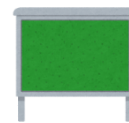
#### ◆回覧

各家庭に直接、連絡することができるため、詳細な情報を伝達できます。周知や報告に適しています。



#### ◆掲示（ポスター）

掲示板等に掲示することによって、町内会・自治会の会員以外にも情報を伝達することができます。



#### ◆ホームページやSNSなどの電子媒体

電子媒体はカラー写真などを盛り込んで視覚的に伝えやすく、最新の情報をすぐに会員に伝えることができます。荒天時のイベント開催の可否などの最新情報を伝えるのに活用している団体もあります。

町田市では町内会・自治会のデジタル化を支援しています。

町田市から月1回、送付する回覧・掲示物については、町田市HPのほか、公式LINEにて配信を行っています。

■メール・  
LINE 配信



■町田市HP



## 8 加入のお誘い（加入促進）について

### 加入のお誘い（加入促進）とは

会員一人ひとりが町内会・自治会の担い手です。活動の継続、発展のためには未加入の方をお誘いしてみましょう。

町内会・自治会に加入している、していないにかかわらず、生活していくうえでは誰もが「地域」と密接にかかわっています。自分が生活する「地域」を、みんなでより良くしていくために協力し合う関係づくりが、日々の暮らしやすさに繋がります。

### 加入のお誘いの進め方

加入を呼びかける際は、町内会・自治会からの案内状、規約、広報紙等の活動内容が分かるもの、加入申込書等をお渡し、お誘いしてみてください。初回は案内状などで、この地域でともに生活することを歓迎する気持ちを前面に出して、その後、段階的に会への理解を得てから、加入の手続に移る方が望ましいです。

また、町内会・自治会の行事に「体験」という形で参加してもらい、具体的な活動の様子を知ってもらうことも有効です。

### 加入のお誘いで強調すべき点

最近では、町内会・自治会に加入することでどのようなメリット、デメリットがあるのか、を考慮する方が多いように見受けられます。

どんな年代、家族構成であれ、地域の治安、防犯などの問題と、災害時の対応を気にされる方が多くいますので、アピールしてみましょう。

とりわけ、大災害時には近隣の住民同士による助け合いが不可欠です。また、防犯の観点から顔の見える関係性づくりが見直されています。こういったことをお伝えしながら加入を呼び掛けてみてください。

### 加入のお誘いで気を付けること

「役が回ってくるのが嫌だから入会は…」という声がよく聞かれます。役員負担を軽くしたり、楽しさを伝えて「嫌な仕事」という印象を無くすことが理想ですが、それには時間がかかりますし、引越して来たばかりで地域の事情が分からない方にとっては、不安が先立つのはやむを得ないことです。

町内会って、役員を任されて大変そうなイメージ…。共働きで時間も取れないし…。



最近では、「賛助委員」「サポーター制度」など、特定のイベントのときだけお手伝いをする制度を作っているところもあるそうです。知り合いが増えて、子どものことを自然と近所の人が見守ってくれるようになり、安心感が増しました。



## 9 連合会について

### 連合会とは

町田市には、町内会・自治会の連携と相互の親睦・発展を目的とした連合組織として、1958年に設立された町田市町内会・自治会連合会があります。

また、町田市町内会・自治会連合会には、市内を10の地区に分けた「地区連合会」が組織されています。

### 連合会の活動

町田市町内会・自治会連合会は、会員である各町内会・自治会の会長や、連合会の役員を対象とした独自の研修を実施しているほか、警察や消防との連絡調整や行政（町田市）の事業にも携わることがあります。

各地区の地区連合会は、地区ごとの親睦を深めるための活動を主に行っています。そして、町田市が「協働による地域社会づくり」として推進している「地区協議会」においても、地区連合会が主要構成団体のひとつとなっており、地域の課題を解決すべく、積極的に活動を進めています。

### 連合会の加入

町田市町内会・自治会連合会へ加入する際は、各地区の代表者に申し出てください。町田市町内会・自治会連合会あるいは地区連合会のみへの加入はできません。

加入を希望される場合は、町田市町内会・自治会連合会事務所までご連絡ください。

【お問合せ】 町田市町内会・自治会連合会

042-722-4262（月～水、金曜日 午前10時～午後4時）

### 連合会に加入すると

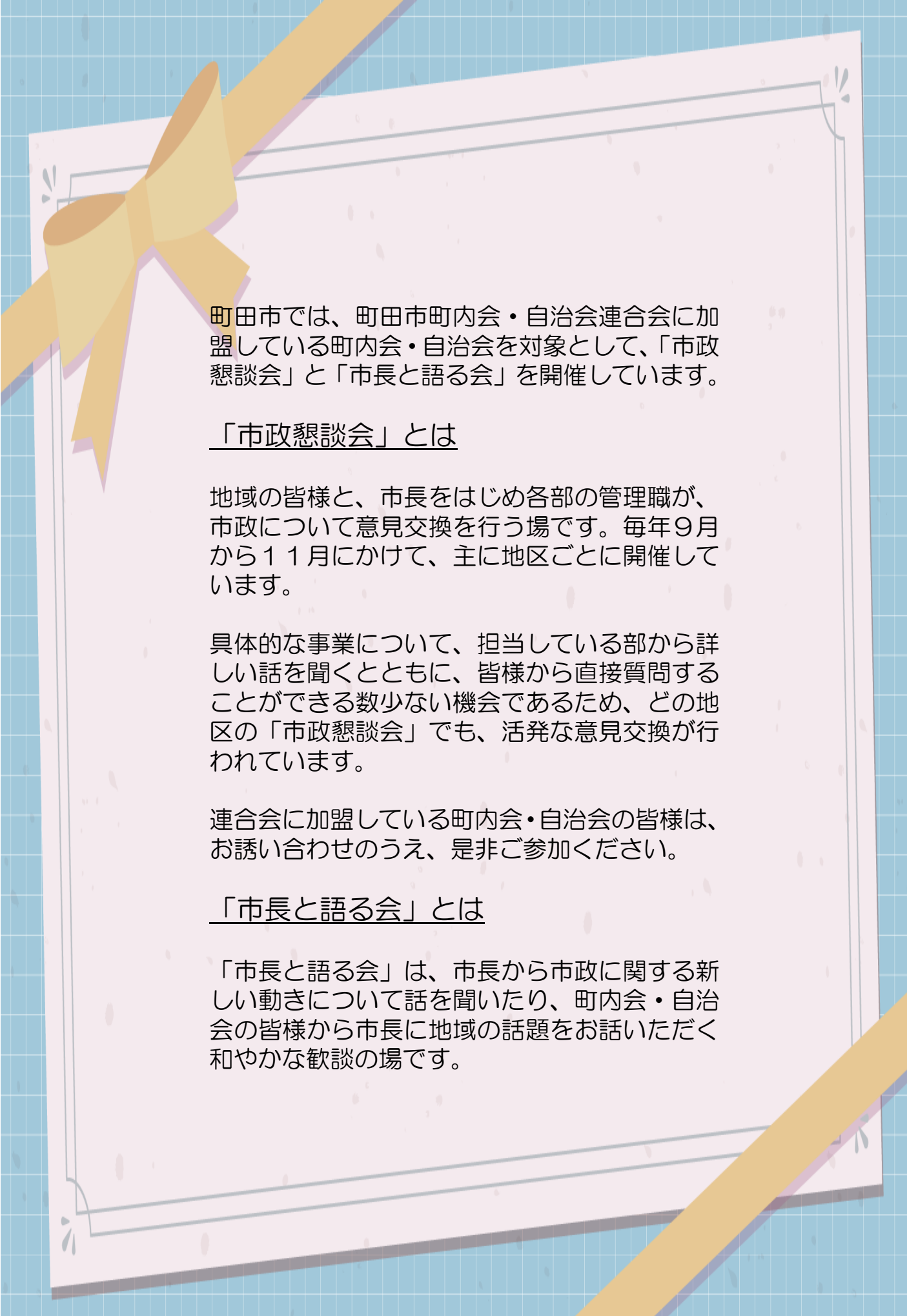
町田市町内会・自治会連合会は、各町内会・自治会の連携と、相互親睦を目的とした組織です。最近では、行政（町田市、警察、消防等）との連携も増えています。

定期的に会議が開催されるため、他の町内会・自治会との横のつながりができて、気軽に情報交換する機会を持てるようになります。

お祭りの合同開催や、協力してパトロールを実施、また、運営に必要な備品を融通し合ったりすることで、各町内会・自治会の負担を軽減することにつながります。

ぜひ加入をご検討ください。





町田市では、町田市町内会・自治会連合会に加盟している町内会・自治会を対象として、「市政懇談会」と「市長と語る会」を開催しています。

### 「市政懇談会」とは

地域の皆様と、市長をはじめ各部の管理職が、市政について意見交換を行う場です。毎年9月から11月にかけて、主に地区ごとに開催しています。

具体的な事業について、担当している部から詳しい話を聞くとともに、皆様から直接質問することができる数少ない機会であるため、どの地区の「市政懇談会」でも、活発な意見交換が行われています。

連合会に加盟している町内会・自治会の皆様は、お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

### 「市長と語る会」とは

「市長と語る会」は、市長から市政に関する新しい動きについて話を聞いたり、町内会・自治会の皆様から市長に地域の問題をお話いただく和やかな歓談の場です。

## 10 補助制度について

### 補助制度とは

町内会・自治会は、地域ごとの特色を活かしながら、さまざまな活動を行っていますが、その活動を支援し、地域の発展を目的として、町田市では町内会・自治会に対する複数の補助制度を設けています。

### 補助制度のしくみ

市の補助は、全ての制度で補助の目的があらかじめ決まっており、その目的に合致し、制度ごとの条件を満たす場合、町内会・自治会でその補助制度を利用いただくことができます。また、補助制度を利用した場合は、その実績を報告していただく必要があります。

### 補助制度の種類

町内会・自治会を対象とした町田市の補助制度には以下のものがあります。各補助制度の詳細につきましては、後半の《資料編》を参照してください。

- ・町田市町内会・自治会補助金（☞36ページ）
- ・町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金（☞37ページ）
- ・町田市町内会・自治会連合会補助金（☞38ページ）
- ・町田市町内会・自治会地区連合会交流事業補助金（☞38ページ）
- ・一般コミュニティ助成事業助成金（☞38ページ）

全ての補助制度において、申請等の手続きについての要件が規定されています。

### その他の制度

東京都等の支援制度や自主防災組織を対象とした支援制度があります。

- ・自主防災組織補助金【町田市 防災課】（☞38ページ）
- ・地域の底力発展事業助成【東京都】（☞39ページ）
- ・町会・マンションみんなで防災訓練【東京都】（☞39ページ）
- ・町会・自治会防災備蓄倉庫設置助成【東京都】（☞39ページ）

## 11 地縁による団体の認可（法人化）について

### 地縁による団体とは

町内会・自治会は、地域的なつながりによって組織される自主的な団体ですが、所定の手続きを経て認可されれば、法人とすることができます。この「法人」のことを、地方自治法第260条の2の規定に基づき、「地縁による団体」といいます。

「地縁による団体」は、地方自治法の規定に基づいて市長が認可するもので、いわゆる「法人登記情報」等も、市で管理しています。

### 地縁による団体のメリット

「地縁による団体」として法人格が認められると、町内会・自治会の名義で契約の主体とすることができます。例えば、金融機関の口座は、代表者の氏名を名義とする必要がありますが、「地縁による団体」であれば、町内会・自治会名で口座を開設することができます。

また、町内会・自治会の名義で不動産登記が可能となるため、役員複数名（共有名義）で保有している土地や建物等の権利関係を整理できます。

### 地縁による団体の認可手続き

「地縁による団体」の認可申請は、市民協働推進課で受け付けています。申請のためには、規約・会則を改正したり、さまざまな書類を作成する必要がありますので、事前にご相談ください。

また、通常は、認可申請書を提出していただいた後、約1か月で結果をお知らせいたします。

### 認可後の手続きについて

「地縁による団体」として認可された後、以下の場合は所定の手続きが必要です。

- ・ 代表者が変更となったとき
- ・ 告示事項（規約に定める、名称、区域、事務所所在地、目的等）を変更したとき
- ・ 印鑑の登録、変更、印鑑の登録の解除を行うとき
- ・ 規約を変更したとき

いずれの場合も、市長の認可等が必要です。

### 手続きに必要な書類、ハンドブック

申請に必要な書類や手続きについては町田市ホームページまたは「認可地縁団体ハンドブック」をご参照ください。

なお、ハンドブックは紙媒体での配布は行っていません。



▲町田市 HP

「認可地縁団体(法人格のある町内会・自治会)」

## 掲示物等ご協力のお願い

町田市では、「広報まちだ」等で市の事業について情報を発信していますが、紙面のスペースや発行のタイミング等の制約もあり、十分に内容をお伝えできないことも少なくありません。

そこで、町内会・自治会の掲示板にポスターを掲示していただきたい、という依頼もあります。

### 【市民協働推進課でとりまとめて発送するもの】

以下の条件を全て満たすポスター等

- ①町田市町内会・自治会連合会の地区長会で、発送の承認が得られたもの
- ②市内全域の町内会・自治会に宛てて発送するもの
- ③原則として、市役所内の各部署から依頼するもの

### 【発送先】

- ・町内会・自治会の代表者、もしくは代表者が指定した担当者

※発送先は「活動届」で確認しています。

※発送先の変更は、お電話等で随時承ります。

※書類の提出や、変更のご連絡のタイミングによっては、次回の掲示物等の発送までに、情報の反映が間に合わないことがあります。

### 【発送スケジュール】

- ・毎月 1 日

※該当する日が土日祝日の場合は前の平日を予定。

※別途、町田市 HP および町田市公式 LINE にも掲載します。





## — インデックス —

- 1 加入世帯が減って困っている
- 2 役員のなり手不足で困っている
- 3 一緒に活動する団体を探したい
- 4 デジタル化に向けて取り組みたい
- 5 役員間の引継ぎ方法（引継ぎのコツ）について悩んでいる
- 6 個人情報の取扱い方法について悩んでいる
- 7 若い世代に参加してもらおう方法を探している
- 8 町内会活動と政治、宗教活動の切り分けについて悩んでいる
- 9 町内会・自治会への加入のメリットを聞かれて困っている
- 10 会館の鍵の管理方法について悩んでいる
- 11 会館の運営・清掃に携わってくれる人を探すのに困っている
- 12 外国人住民との生活習慣の違いに困っている
- 13 マンション住民が町内会・自治会に加入してくれなくて困っている

～ 町内会・自治会のお悩み ～  
こんな工夫をしています！



1 加入世帯が減って困っているのだけど、どうしたら良いですか。

年齢や子育ての忙しさなどで役員を負担に感じるケースが多く、退会する人もいます。高齢者や子どもがいる世帯の方の方ほど、地域での見守りが必要になるので、負担なく参加してもらえるように、役員を免除する制度を設けました。



2 役員が大変で、なり手がいなくて困っています。

役員をやりたくない人や、負担感から役員を担当した直後に退会することがあると聞いています。思い切ってやり方を変えたり、町内会・自治会としてやることを減らすことも考えてみましょう。

例えば、

- ・ 地元の学校や子ども会等の他団体と一緒にイベントを開催
- ・ 会員以外のイベントのお手伝いを「サポーター」として募集
- ・ イベントで出す賄いをやめて、ケータリングにする
- ・ 自分たちで準備する負担を減らすため、業者にイベントの運営を委託
- ・ 行政や警察・消防等の出前講座を活用する

など、他の人の力を借りたりして運営の省力化を進めています。





お悩み町内会

3 町内会・自治会以外の団体・人の協力を得ながら運営したいけど、どのような団体があるのかわかりません。

まずは市民協働推進課にご相談ください。  
やってみたい内容に応じて、一緒に活動できそうな団体や方法を考えていきます。



市役所(市民協働推進課)



お悩み町内会

4 デジタル化ってイメージがわからないけど、何か取り組んでみたいんです。どのような方法がありますか。

一度にすべてをデジタル化するのは大変なので、できるところから少しずつ取り組んでいます。

例えば、

- ・ LINE 等の SNS や HP を活用して回覧板の電子配信をする
- ・ 役員間で共有する資料を Google ドライブ等のクラウド上に保管して、会議や引継ぎで活用する
- ・ 会費の徴収を口座振替や会費ペイなどのオンライン決済を活用する
- ・ 町内会館の予約をオンライン化する
- ・ 生成 AI を活用してイベントのチラシを作成する

などを活用しています。  
最初は不安でしたが、使ってみて良かったものについては継続して使っています。



かいけつ町内会



お悩み町内会

5 役員の引継ぎはどのように行っていますか？

引き継いでいる資料としては

- ・過去に申請した補助金関係の資料
- ・会員・外部団体へのご案内やお手紙
- ・イベントの開催に向けた手順やイベントの写真
- ・予算・決算の資料

などを残しています。

過去のイベントで使った資料や写真を残しておくことで、次の担当者がスムーズに運営に入ることができ、前の担当者に質問する回数が減りました。

また、紙資料だけでなく、USBやGoogleドライブを活用して、データでの引継ぎも行っています。



かいけつ町内会



お悩み町内会

6 個人情報の取扱いのルールがなく、悩んでいます。

町内会・自治会にも個人情報保護法が適用されるようになりました。どのような目的で個人情報を使うかを伝えた上で、同意を得て収集し、適切に管理しましょう。

情報を破棄する際にも、破く、シュレッダーにかける等の処理をしてから処分しましょう。

町田市 HP に取り扱いマニュアルを掲載しているので、参考にご覧ください。

〈町田市 HP

「町内会・自治会向け個人情報取扱マニュアル」



市役所(市民協働推進課)



お悩み町内会

7 若い世代が町内会活動に参加してくれません。  
何か工夫できることはありますか。

まずは気軽に参加できるように、  
1度だけ・短時間の参加も OK にしています。

ほかにも、イベントごとにサポーターを募集したり、若い世代に関心を持ってもらえるような子どもを中心にしたイベントを開催したところ、参加が増えました。  
また、町内会・自治会のデジタル化を図るための役員を募集したところ、若い世代が関わってくれるようになりました。



かいけつ町内会



お悩み町内会

8 政治や宗教のような活動とはどのように切り分けていますか。

町内会・自治会として政治活動、宗教活動を会員に強制することはできませんが、会員の交流を目的とした文化的なイベントとして、クリスマス会やお祭り、ハロウィンイベントを開催することはできます。

単なる交流のイベントであっても、人によって感じ方は様々ですので、参加を強制することがないようにしましょう。



市役所(市民協働推進課)



お悩み町内会

9 加入の声かけを行うときに、町内会のメリットを尋ねられると、正直困ってしまいます。

地域の治安、防犯などの問題と、災害時の対応を気にされる方が多くいますので、アピールしています。  
とりわけ、大災害時には近隣の住民同士による助け合いが不可欠です。また、防犯の観点から顔の見える関係性づくりが見直されています。こういったことをお伝えしながら加入を呼び掛けてみてください。



かいけつ町内会



お悩み町内会

10 会館の管理にあたり、予約や鍵の受け渡しの負担が大きくて困っています。

キーボックスや番号式の電子錠を活用しています。  
また、HPを作成し、予約をオンラインで受付できるようにしました。費用はかかりますが、役員の負担は減ったように思います。



かいけつ町内会



お悩み町内会

11 会館の運営・清掃に携わってくれる人を探すのが難しく、悩んでいます。

利用している団体も含めた運営会議を開催し、清掃や管理なども含めて話し合っています。清掃などは利用団体にも手伝ってもらおうようにしています。



かいけつ町内会



お悩み町内会

1 2 外国人住民が増え、ごみの出し方などのトラブルが増えています。外国人の生活に関する相談先はありますか。

「町田市ごみ分別アプリ」は11言語に対応していますので、よろしければご紹介ください。  
また、町田市国際交流センターでは、外国人の生活に関する相談を受け付けています。  
その他、東京都では無料電話相談窓口「東京都多言語相談ナビ (TMC Navi)」にて、14か国語で外国人の生活に関する相談を受け付けています。この連絡先のご案内用に「外国人住民向けポケットカード」を配布しております。市民協働推進課窓口にもございますので、ご希望の方はお申し出ください。



市役所(市民協働推進課)



お悩み町内会

1 3 マンションの方が加入してくれません。何か良い方法はないでしょうか。

管理組合を通じて、説明会を開催しました。  
また、マンションの建設時に事業者に連絡して、分譲時に加入を呼びかけてもらうよう、交渉したところ、販売の説明会のなかで、活動を紹介していただくことができました。



かいけつ町内会



## ≪資料編≫

町田市や東京都の補助制度

目的別の問い合わせ先

(町田市、警察、消防、社会福祉協議会等)

## 町田市の補助制度

### ① 町内会・自治会を対象としたもの

#### 町内会・自治会補助金

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

町内会・自治会の活動費・運営費への補助金です。

対象は、すでに設立の届出がある 21 世帯以上の団体です。

補助金額は、1 団体につき基本額+世帯額+掲示板設置・修繕額の合計です。

- ・ 基本額 12,000 円
- ・ 世帯額 200 円×4 月 1 日現在の世帯数  
(例) 300 世帯ならば、12,000 円+(200 円×300 世帯)=72,000 円です。
- ・ 掲示板補助 補助率 1/2 (上限金額:設置 50,000 円、修繕 20,000 円)

#### 【参考】町内会・自治会補助金お手続きスケジュール

(※スケジュールは変更が生じることがあります。)

時期	提出の有無	内容
3月下旬		○市から会長宛に、以下の手続き書類（以下の書類）を送付 ①活動届 ②事業計画書 ③補助金交付申請書
5月末	市に提出	●活動届提出（提出書類は以下のとおり） ①活動届 ②総会資料（前年度 事業報告書、決算書、 今年度 事業計画書、予算書）
	市に提出	●補助金交付申請書提出（提出書類は以下のとおり） ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③掲示板補助の見積書（掲示板の設置、修繕を希望する場合のみ）
6月中旬		○市から会長宛てに、交付決定通知（以下の書類）を送付 ①交付決定通知 ②概算払い交付請求書
7月上旬	市に提出	●概算払い交付請求書提出
8月上旬		○町内会・自治会が指定した口座に補助金を振込み
翌年 1月中旬		○市から会長宛に、補助金実績報告の手続きの案内（以下の書類）を送付 ①実績報告書 ②会計報告書 ③精算書
翌年 2月下旬	市に提出	●報告書類提出（提出書類は以下のとおり） ①実績報告書 ②会計報告書 ③精算書 ④領収書（1 件あたり 10 万円以上の場合のみ） ⑤掲示板補助の領収書の写し、地図（設置、修繕をした場合のみ）
翌年 3月中旬		○市から会長宛に、補助金の確定通知（以下の書類）を送付 ①補助金確定通知 ②納付書（補助金の返還が必要な場合のみ）

●：会長から市にご提出をお願いします。

○：市から会長宛にお送りします。

単一の町内会・自治会又は複数の町内会・自治会で構成する団体が設置する集会施設の整備に対する補助金です。

補助金額は、補助対象経費（設計監理費、建築工事費、アドバイザー費など）の2分の1（太陽光発電関連設備設置工事を除く）です。ただし、補助対象事業ごとに要件があります。

- ・ 新築工事の要件  
…延べ床面積が10平方メートル以上250平方メートル以下であること。  
上限額は1,500万円です。
- ・ 改修工事の要件  
…補助対象経費が30万円以上で、新築後10年、改修後5年を経過していること。上限額は500万円です。
- ・ 太陽光発電関連設備設置工事の要件  
…太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力を基準に1キロワットあたり25,000円。ただし、上限は150,000円。
- ・ 維持管理計画書作成の要件  
…10万円が限度です。（※原則として1施設1回限りです。）

※この補助金は、事前に事業計画の申請が必要ですので、計画がある場合は、お早めにご相談ください。申請締切時期等の詳細については『集会施設整備のためのガイドブック』を参照してください。町田市ホームページに掲載しています。



町田市ホームページ  
「町内会・自治会活動費、  
集会施設の補助制度」

## ② 町田市町内会・自治会連合会、地区連合会を対象としたもの

### 町田市町内会・自治会連合会補助金

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

町田市町内会・自治会連合会に対し、地域住民の共同活動の振興と福祉の増進に寄与することを目的とし、市連合会が実施する市民要望の実現に向けた研修会等の開催、町内会・自治会への加入促進などさまざまな事業・活動に要する経費の一部を補助しています。

### 町田市町内会・自治会地区連合会交流事業補助金

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

各地区の町内会・自治会連合会が地域コミュニティの活性化を目的として実施する交流事業に要する経費の一部を補助しています。

補助の対象となる事業は地区内における市民の交流を促進するために自主的に実施する運動会・ウォーキング大会等です。

### 一般コミュニティ助成事業

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行っている制度を利用するものです。

事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、助成対象はコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関することとなっています。

## ③ その他

### 自主防災組織補助金

【防災安全部防災課 TEL042-724-2107】

自主防災組織の防災・防犯活動に対する補助金です。対象は、自主防災組織として市へ編成届が届出されている21世帯以上の団体です。

補助金額は、1団体につき16,000円+(100円×4月1日現在の世帯数)です。

※補助金の申請については、例年8月末が提出期限となっています。

### 地域の底力発展事業助成

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

東京都が実施する、東京都内に所在する町内会・自治会を対象とした助成事業です。

地域活動の担い手である町内会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組（催し・活動等）を支援しています。町会・自治会が主催して行う「スマホ教室」に講師を派遣する「講師おまかせスマホ教室」についても募集します。

対象となる事業、助成金額、申請時期（期間）、申請や報告に必要な書類が細かく規定されている制度ですので、詳細につきましては東京都にお問い合わせください。

※町田市市民協働推進課にて、助成のガイドブックと事例集をお配りしています。

※東京都ホームページ

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/chiiki\\_katsudo/chiikiriyoku/0000000966](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000000966)



### 町会・マンション みんなで防災訓練

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

合同防災訓練等を通じた町会・自治会とマンションのつながりの構築・強化を効果的に図るため、町会・自治会が近隣のマンション等と合同で開催する防災訓練の打合せから振り返りまでを支援します。

※東京都ホームページ

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/chiiki\\_katsudo/chiikiriyoku/0000002435](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000002435)



### 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

町会・自治会が地域において行う備蓄の環境整備を広域で後押しし、災害時に共助の力が発揮できるよう支援していくため、防災備蓄倉庫の設置及び修繕等に係る経費を支援します。

※町田市の土地に設置する場合は、町田市の防災課にご相談ください。

（町田市 防災安全部 防災課 TEL042-724-2107）

※東京都ホームページ

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/chiiki\\_katsudo/chiikiriyoku/0000002600](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000002600)



## 町会・自治会デジタル化推進助成

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

町会・自治会が地域において行うデジタル化の推進を広域で後押しし、町会・自治会運営の活性化や効率化を図ることができるよう支援していくため、電子回覧板を用いた情報の伝達と共有、QRコード決済等を活用した町会費の徴収の取組を支援します。

※東京都ホームページ

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/chiiki\\_katsudo/chiikiriyoku/0000002500](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000002500)



## 知っていると便利な制度

### ① 運営を支援する制度

#### ボランティア保険

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4362】

市内でのボランティア活動におけるケガ等の事故に備えて、町田市ではボランティア保険に加入しています。制度の利用方法、適用される条件等の詳細につきましては、市民協働推進課までお問い合わせください。

#### まちの応援プロボノチーム・まちの情報発信講座

【(公財)東京都つながり創生財団共助推進課 TEL03-6258-1235】

地域の課題解決を目指す町会・自治会の活動を、企業での業務経験やスキルを活かしたボランティア「プロボノワーカー」が支援します。

詳細につきましては、東京都つながり創生財団にお問い合わせいただくほか、東京都町会・自治会活動支援ポータルサイトをご確認ください。

※東京都町会・自治会活動支援ポータルサイト（東京都町会ポータル）支援制度

[https://chokai.tokyo-tsunagari.or.jp/support\\_information/](https://chokai.tokyo-tsunagari.or.jp/support_information/)



## ② 防犯、防災、交通安全など

### 防犯活動物品の貸与について

【防災安全部市民生活安全課 TEL042-724-4003】

パトロールや子供の見守り等の防犯活動は、目立つ姿で行うことが、防犯効果を高めることにつながります。

町田市では、自主的に防犯活動を行う「自主防犯団体」として登録いただいた町内会・自治会などに対し、防犯腕章、防犯キャップ、防犯ベスト等の防犯活動物品の貸与を行っております。詳細については、市民生活安全課までお問い合わせください。

### 防災訓練での起震車訓練

【防災安全部防災課 TEL042-724-2107】

自主防災組織等(町内会・自治会等)による20名以上が参加する防災訓練では、町田市が所有する起震車を使用した震度体験を行うことができます。

お問い合わせ及びお申込みは防災課までご連絡ください。費用の負担はありません。

※起震車訓練については、半年前からの申込可能となり、9月から11月の土日祝日が訓練実施日の場合は抽選となります。

※起震車訓練を申し込まれる際のご注意について

町田市の起震車は、製造からすでに15年以上が経過し、メーカーの補修用部品の保有期間も終了しており、部品の在庫がまったくありません。そのため、設備や部品が老朽化し、故障がいつ発生するか予測できない状態にあります。起震車は非常に高額であるため、昨今の市の財政状況に鑑みると、買い替えも非常に難しいところです。車両の整備には万全を期しておりますが、万が一、故障その他の不具合が発生した場合には、直ちに訓練を中止させていただきます。

また、故障の内容によっては修理の目途も立たないため、訓練の振替日も設定できません。これらのことを予めご了承の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

### 「避難行動要支援者名簿」の提供について

【地域福祉部福祉総務課 TEL042-724-2537】

町田市では、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」(身体障害者手帳1級及び2級、愛の手帳1度及び2度、要介護度3から5などに該当する方を登載)を作成しており、希望する町内会・自治会に一定の手続きの上、この名簿を提供しています。

詳しくは、福祉総務課までお問い合わせください。

## 警視庁公式防犯アプリについて【無料】

【町田警察署生活安全課防犯係 TEL042-722-0110】

【南大沢警察署生活安全課防犯係 TEL042-653-0110】

防犯の未然防止を目的として警視庁が配信している公式無料アプリです。特殊詐欺の犯罪情報、痴漢撃退機能、防犯ブザー、周囲の犯罪発生地図などを備えておりスマートフォンで手軽に安全情報を入手できます。



ダウンロード  
Android版



ダウンロード  
iOS版



## 東京消防庁公式アプリについて【無料】

【町田消防署予防課防火管理係 TEL042-794-0119】

消防や救急の知りたい情報を、いつでも・どこでも・手軽に入手できる安全安心情報ツールです。消防のイベント情報や消防施設・消火栓・防火水槽等の位置も一目で分かる「マップ&スケジュール」機能をはじめ、緊急時の通報、救急車を呼ぶか迷ったときに使える救急受診ガイド、もしもの時でも役に立つ心肺蘇生法動画等が確認できる「緊急ツール」も備えています。



## 住まいの防火防災診断

【町田消防署警防課防災安全係地域防災担当 TEL042-794-0119】

町田消防署では、高齢者や身体が不自由な方などの「要配慮者」世帯を対象に、消防職員が対象者のお宅を個別に訪問し、「住まいの防火防災診断」を実施しています。

住まいの防火防災診断では、特に住宅用火災警報器の設置状況などの「火災の発生危険」、家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況などの「地震による被害の発生危険」、浴室内事故や熱中症などの「日常生活事故の発生危険」についてのチェックを行い、その改善方法のアドバイスなどを行います。

診断を実施する場合、居住環境に即した具体的なアドバイスを行うため、消防職員の住宅内への立入りをお願いしています。あらかじめご了承ください。

ご自宅に潜む危険を知るためにも、ぜひ住まいの防火防災診断を受けてみてく

ださい。住まいの防火防災診断の詳細につきましては、町田消防署までお問い合わせください。

## 町田市防災WEBポータル

【防災安全部防災課 TEL042-724-2107】

町田市では、市民向け防災ポータルサイト「町田市防災WEBポータル」を開設しています。平時においては、市内の天気や気象情報、ハザードマップを掲載しておりますので、災害時に役立つ各種情報を収集することができます。災害時においては、避難情報や避難施設の開設状況等の防災に関する情報を迅速かつ確実に情報発信していきますので、ぜひご活用ください。



### ③ ごみ処理

#### 資源とごみの集積所

【環境資源部ごみ収集課 TEL042-797-7111】

集積所を開設・移動・廃止したいときは、届出が必要です。届出後、道路状況等収集車の通行に支障がないかなどについて、現地の確認を行います。

#### 地域資源回収

【環境資源部環境政策課 3R推進係（町田市バイオエネルギーセンター）  
TEL042-797-0530】

資源物（新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、古着、ビン、カン）を地域で自ら回収していただくものです。回収量に応じて、市が奨励金をお支払いします。

奨励金の支給を受けるには、あらかじめ回収団体としての登録が必要です。詳しくは、環境政策課 3R推進係までお問い合わせください。

#### 地域美化活動のごみの処理

【環境資源部環境政策課 TEL042-724-4379】

地域美化活動で公共の場所を清掃したときに集めたごみを出すときには、ボランティア袋を利用できます（事前に登録が必要です）。

ボランティア袋を使用する際は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別して分けて入れ、各家庭に持ち帰り戸別に排出してください。また、それらが困難な場合には、ごみ収集課にご相談ください。（TEL042-797-7111）。

ご家庭から出たごみや落ち葉などでは使用できません。

## 町内会・自治会活動で出たごみの処理

【環境資源部ごみ収集課 TEL042-797-7111】

自宅へ持ち帰り、指定収集袋に入れて、家庭ごみと同じ分別と方法でお出してください。自治会館では出すことができません。

また、町内会・自治会活動で出たごみは、家庭のごみとは異なり、町田市バイオエネルギーセンターへ持ち込み、10 kgあたり 250 円の手数料で処分することができます。燃やせるごみと燃やせないごみに分別し、透明または半透明の袋に入れてください。事前予約が必要です。(予約先：ごみ収集課 042-797-7111)

## ごみの不法投棄対策

【環境資源部ごみ収集課 TEL042-797-7111】

「町田市」「町田警察署」「南大沢警察署」が表記された不法投棄対策の看板を無料で貸し出しています。また、看板以外の対策についても相談することができます。

## ごみのポイ捨て・歩きたばこ防止啓発看板

【環境資源部環境共生課 TEL042-724-4391】

ごみのポイ捨て及び歩きたばこの防止を図るため、啓発看板の無料貸し出しを行っています。看板は横型 40cm×30cm で、デザインは2種類あります。

## 火災や災害によりごみが出たとき

【環境資源部循環型施設管理課 TEL042-797-9616】

火災や災害により出たごみにつきましては、搬入手数料を減免できる場合があります。手数料の減免には事前申請が必要です。火災減免のお手続きには現地確認等が必要になるため、1週間ほどお時間をいただきます。

詳細は循環型施設管理課へお問い合わせください。

## 町内会・自治会向け「資源とごみの出前講座」

【環境資源部環境政策課 3R 推進係 (町田市バイオエネルギーセンター)  
TEL042-797-0530】

市の職員が皆様の地域に出向き、ごみ減量、資源化についてわかりやすく説明します。地域でのごみ減量活動の一環として、お気軽にご利用ください。詳しくは、環境政策課 3R 推進係または地域のごみ減量サポーターまでお問い合わせください。

## ④ 暮らしの環境

### 犬・猫のマナー啓発看板

【保健所生活衛生課 TEL042-722-6727】

犬のフン尿の後始末、犬の放し飼い禁止、猫の飼育マナーなどの啓発看板（A 4サイズ）を無料で提供しています。

### 動物の死体を見つけた時 など

【環境資源部ごみ収集課 TEL042-797-7111】

道路等で亡くなっている動物は市で引き取りいたします。見つけた時はごみ収集課へご連絡ください。

飼われていた小動物の場合は、有料（1体につき 2,500 円）です。必ず事前に予約をしてください。市で引き取り後、動物霊園で合同火葬・合同埋葬いたします。遺骨はお返しできません。

### イベントごみ減量支援制度

【環境資源部環境政策課 3 R 推進係（町田市バイオエネルギーセンター）  
TEL042-797-0530】

夏祭りなどのイベントを実施すると、大量のごみが発生しませんか。きちんと分別されていないければ、資源となるものが混ざってしまっているかもしれません。

市では、イベント時に出るごみを分別してもらい、ごみの減量を支援する「イベントごみ減量支援制度」を設けています。制度について詳しく知りたい方は、環境政策課 3 R 推進係までお問い合わせください。

### 道路上に放置された自転車等の撤去

【道路部道路管理課 TEL042-724-3257】

町田市道路上に放置された自転車及び 50cc 以下のバイクは、まず警察に盗難届が出ているか確認してください。盗難届が出ていない場合は、木曾自転車等保管場所（TEL 042-791-4366）にお電話ください。ご連絡の際には、町田市公式 LINE アカウントによる連絡もご利用いただけます。（詳細は上記に掲載）

町田市道路上にある 51cc 以上のバイク・自動車は、警察と道路管理課にご相談ください。

※私道上、私有地内、団地内の放置自転車等は、市では撤去できません。

- ・私道上、私有地内の放置自転車等：地権者にご相談ください。
- ・団地内の放置自転車等：団地の管理者にご相談ください。
- ・都道上の放置自転車等：東京都南多摩東部建設事務所 管理課監察担当にご相談ください。（TEL042-720-8629）管理課監察担当では、放置自転車等の撤去はできませんが、移動警告書を貼り付けいたします。

## 街路灯が点かない

【道路部道路維持課 TEL042-724-1121】

お近くの街路灯が点かない場合は、地区を表す記号（ABCD 等）と数字で表示する街路灯番号（例えば「C01234」）の確認をしたうえで、街路灯・公園灯修理専用コールセンターTEL0120-280-070 へご連絡ください。

街路灯にせり出した樹木の枝が覆いかぶさっている、根元が腐食しているなど、照明器具の不具合以外のお問い合わせは、道路管理課へご連絡ください。

町田街道、鶴川街道、鎌倉街道など都道上の街路灯のお問い合わせ先

《平日昼間》 →東京都南多摩東部建設事務所補修課 TEL：042-720-8651

《夜間・休日》 →都道管理連絡室 TEL：03-3343-4061

## 道路に穴があいていたら

【道路部道路管理課 TEL042-724-4245】

道路の穴や側溝の破損等、道路の不具合にお気づきの方は、場所を確認のうえ道路管理課へご連絡ください。

ご連絡の際には、町田市公式 LINE アカウントをご利用ください。この LINE をご利用すると、スマートフォンから取得した位置情報や状況写真を送ることが可能となり、また、いつでも連絡することができます。

町田市公式 LINE アカウントは、右記の二次元コードから友だち追加し、トーク画面のメインメニューから「報告・連絡」を選択して、ご利用ください。



緊急時は電話による連絡をお願いいたします。

町田街道、鶴川街道、鎌倉街道など都道での道路補修のお問い合わせ先

《平日昼間》 →東京都南多摩東部建設事務所補修課 TEL：042-720-8651

《夜間・休日》 →都道管理連絡室 TEL：03-3343-4061

国道 16 号線、国道 246 号線など国道での道路補修のお問い合わせ先

→「#9910」（道路緊急ダイヤル）

## 街区表示板が破損している・外れている

【都市づくり部土地利用調整課 TEL042-724-4254】

街区表示板の破損等を見つけた場合は、土地利用調整課へご連絡ください。修繕または回収に伺います。

ご連絡の際には、町田市公式 LINE アカウントによる連絡もご利用いただけます。（詳細は同ページ上部「道路に穴があいていたら」に掲載）

※街区表示板…電柱等に設置されている、町名と街区番号（例：森野二丁目2）が表示された緑色または青色のアルミ製の板。

## 狭あい道路や私道整備・移管

【道路部道路管理課 TEL042-724-1147】

狭あい道路（4m未満の公道）や私道の整備・移管については道路管理課にご相談ください。一定の条件を備えたものは補助が受けられます。

## 公園の清掃管理を行ってみませんか？

【都市づくり部公園緑地課公益的活動担当 TEL042-724-4399】

町田市には、約800箇所の公園や緑地があります。

市では、皆様に愛され親しまれる公園・緑地になるよう努めているところですが、そのためには身近な公園を利用する市民の皆様や地域団体のご協力が不可欠です。

市民の皆様や地域団体により構成されている公益的活動団体（現在約200団体）が、日頃から市との連携を強化しながら公園・緑地の清掃や除草、園内灯の点検確認などの維持管理活動を行っております。

皆様の地域でも、身近な公共施設である公園・緑地の維持管理を通じて、地元愛や親睦を育んでみませんか？

公益的活動団体として登録を希望される場合は、上記担当までご相談ください。



町田市ホームページ  
「地域の公園をきれいにしませんか」

## 空家対策

【都市づくり部住宅課 TEL042-724-4269】

空家をお持ちでお困りの方、今後空家になる可能性のある家屋を所有している方、周辺に空家がありお困りの方は、住宅課にご相談ください。

市では、市内に家屋を所有している方を対象とした弁護士・司法書士・税理士・宅地建物取引士に相談できる窓口を第2・第4金曜日（弁護士への相談は第2金曜日のみ、司法書士・税理士への相談は第4金曜日のみ）に設置しております。また、建築士を空家アドバイザーとして町田市内に派遣しています。どちらも事前予約制となっておりますので、ご利用を希望される方は、住宅課までご連絡ください。

また、周辺に悪影響を及ぼしている空家につきましては、庁内の関連部署と連携して、改善に向けて取り組んでおりますので、空家の事で相談したいことがありましたら、住宅課までご連絡ください。

## ハチ・ねずみ・衛生害虫対策

【保健所生活衛生課 TEL042-722-7354】

ハチ、ねずみ、蚊などの対策や駆除方法は保健所生活衛生課にご相談ください。市では駆除を行っておりませんので、自主駆除が困難な場合は、専門業者へ駆除を依頼してください。

公益社団法人 東京都ペストコントロール協会（TEL03-3254-0014）

## 外来生物防除事業

【環境資源部環境共生課 TEL042-724-4391】

外来生物のアライグマ・ハクビシンが自己所有の敷地内で生活環境被害（屋根裏に住み着く、糞をする、果実やメダカなどのペットを食べるなど）を及ぼすことにお困りの方、環境共生課にご相談ください。

ご相談の結果、申し込まれますと、駆除業者を派遣いたします。

なお、屋外で見かけた個体や、ほかの生きものは対象とはなりません。

## 公害に関する相談

【環境資源部環境共生課 TEL042-724-2711】

近隣の事業所等による大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動等にお困りの際は、環境共生課にご相談ください。

## 街づくり活動

【都市づくり部地区街づくり課 TEL042-724-4267】

「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、下記の2つの制度を活用し、市民主体の街づくり活動を支援します。

### ■「街づくりプロジェクト」制度

この制度は、自治会・町内会の区域にある公園や空き地などの地域資源を活用したイベントの実施や、街並みを継承するための建築物や敷地に関するルールづくりなど、まちの魅力を高める市民活動を支援するものです。

### ■「まちビジョン」制度

この制度は、自らの地区で実現したいことを地区に関わるみんなで共有し、まちの将来像（目標・方針など）を描き実現を目指す活動を支援するものです。

※上記の2つの制度には、まちづくりの専門家となるアドバイザー派遣や仲間づくりなど、街づくり活動に必要な支援を行います。是非ご相談ください。

## ⑤ 相談先

### 地域市民相談室

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-2783】

市民の皆さんの暮らしに関する相談をまるごと受け止めるため、各市民センターと一部のコミュニティセンターに「地域市民相談室」を設置しています。どこに相談していいのかわからない困りごとを解決するお手伝いをしています。

### ■相談できる方

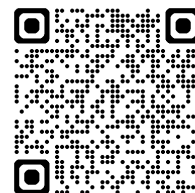
町田市在住・在勤の方で直接市民センター等の窓口まで相談に来ることができる

方

■相談できる日時

※市民センター等の改修工事に伴い、相談を休止する期間がございます。詳細につきましては、市HP等にてお知らせいたします。

場所	実施日	時間
小山市民センター	第1・3火曜日	10:00~12:00 13:00~15:30
堺市民センター	第2・4火曜日	
南市民センター	第1・3水曜日	
なるせ駅前市民センター 玉川学園コミュニティセンター	第2・4水曜日	
木曾山崎コミュニティセンター	第1・3木曜日	
忠生市民センター	毎週木曜日	
鶴川市民センター	毎週金曜日	



## 町田市地域活動サポートオフィスについて

【町田市地域活動サポートオフィス TEL042-785-4871】

町田市地域活動サポートオフィスは、地域活動をされる個人や団体の運営サポート（広報・活動資金等）、学生や他団体等とのコーディネートを中心に相談にのっています。

町内会・自治会の皆様からのご相談も随時受け付けています。

活動方針の策定やイベント実施までのサポートも行いますので、お気軽にお問合せください。



「まちだ地域まるごとキャンパス」事業では、学生がボランティアとして、地域の団体と一緒に1日~3日程度の活動をします。

町内会・自治会の防災イベントの実施にあたり、学生と自治会と一緒に、一から内容を企画した例もあります。ご興味がある町内会・自治会の方はサポートオフィスへお問合せください。



## 消費生活相談

【市民部市民協働推進課消費生活センター相談室 TEL042-722-0001】

「自分だけはだまされない！」なんて思っていないですか？事業者との契約トラブル、架空請求、しつこい訪問販売や電話勧誘販売など、困ったときはご相談ください。

## 心配ごと相談（電話相談）

【町田市社会福祉協議会 電話相談専用 TEL042-729-5070】

日常生活における、困りごとや心配ごと、悩みごとについて、心配ごと相談員（民生委員）が電話でご相談に応じます。

毎週金曜日（年末年始、祝日を除く）、午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）まで実施しています。上記、電話相談専用番号へご連絡ください。

## 外国人住民との交流に関する相談

【町田国際交流センター TEL042-722-4260】

町田国際交流センターでは、ボランティアの方々とともに、日本語教室や日常生活に関する相談などの外国人支援に関することや、多文化理解促進のための取組など様々な活動を実施しています。外国人の方で困っている方がいらっしゃいましたら、当センターをご紹介ください。また、センターでは、一緒に活動してくれるボランティアの会員も随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

## 高齢者の見守り・地域の高齢者に関する相談

【いきいき生活部高齢者支援課 TEL042-785-5199】

【各高齢者支援センター・あんしん相談室】

町田市では、高齢者の方のための総合相談窓口として、高齢者支援センター（地域包括支援センター）とあんしん相談室を市内に各々12カ所設置しています。

社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職が、地域での高齢者の見守りや地域の高齢者に関するご相談に、来所・電話・訪問で応じます。

お住いの地域により、担当のセンター・あんしん相談室が決まっておりますので、表でご確認ください。（59・60ページ）

## ⑥ 行事・講座

### 介護予防普及啓発講座

【いきいき生活部高齢者支援課 TEL042-724-2146】

町田市では、市民の皆様の健康づくりを応援する講座を実施しています。運動、口腔、栄養改善、認知症予防など、介護予防・フレイル対策に役立つ情報を専門の講師から学び、健康長寿を目指しましょう。問い合わせ・申込みは、お住いの地域の高齢者支援センターへご連絡ください。(59・60 ページ)

### 子ども会等、地域の子どもの活動をお手伝いします

【子ども生活部児童青少年課各子どもセンター】

工作、遊び、調理活動等、地域の子ども会などの活動等を、プログラム作りから当日の指導までお手伝いしています(プログラムサービス)。

ご希望があれば出張サービスも行っています。午前10時～午後6時までの間に各子どもセンターにお問い合わせください。

休館日：毎週火曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日、12月28日～1月4日

### 町内会・自治会向け「消費生活出前学習会」

【市民部市民協働推進課消費生活センター TEL042-725-8805】

日々、消費生活相談を受けている専門の相談員がみなさまの地域に出向き、実際にあった相談事例に基づき、旬の情報をお届けします。いつわが身に降りかかってくるか分からない悪質商法からご自身やご家族、地域の方を守るために、ぜひご利用ください。詳しくは、市民協働推進課消費生活センターまでお問い合わせください。

### 町内会・自治会「出張講演会」

【町田市社会福祉協議会 TEL042-722-4898】

出張講演会は、地域にお住まいの誰もが参加しやすい学習の機会や顔のみえるつながりづくり、地域活動へ参加するきっかけとしていただくことを目的に、主に地域の町内会・自治会館等を会場として、防災や福祉の制度等をテーマに開催しています。詳細は、町田市社会福祉協議会へお問い合わせください。

### 地域のイベントや講座の相談

【生涯学習部生涯学習センター TEL042-728-0071】

生涯学習ボランティアバンクには、さまざまな知識や経験、特技などを持った個人・団体に登録いただいております。市民の皆さんの依頼に基づいて、町内会・自治会

等の地域のイベントや講座・講演会、サークル活動などの支援をしています。

これまでに町内会・自治会のイベントでは、「マジック」や「唱歌・童謡」、「背骨コンディショニング」など、様々な内容でご利用いただきました。

イベント内容等でお悩みの際は、ぜひ生涯学習センターにご相談ください。

## 小・中学校の特別教室等の地域利用について

【生涯学習部生涯学習センター TEL042-728-0071】

皆さんのサークル活動や地域活動の場として、小・中学校の特別教室等を貸し出しています。教室を利用するためには、事前に利用する団体の登録が必要です。

特別教室の貸し出しを行っている学校は、木曾境川小学校、小山ヶ丘小学校、町田第一中学校、鶴川中学校です。

なお、町田第一中学校については有料ですが、町田第二地区協議会に所属する町内会・自治会等の団体が利用する場合は、施設の使用料が全額免除になります。

詳しくは、生涯学習センターまでお問い合わせください。

## 普通救命講習会について

【町田消防署警防課救急係 TEL042-794-0119】

町田消防署が普通救命講習会（心肺蘇生法、AEDの操作方法等）を実施しています。講習を受講して一定のレベルに達すると救命技能認定証（3年間有効）が交付されます。市内在住・在勤・在学の18歳以上の方が対象です。費用は、1,700円です（教材費）。普通救命再講習も受け付けていますので詳細につきましては、町田消防署のホームページをご覧ください。

## 行事等での食品の提供について

【保健所生活衛生課 TEL042-722-7254】

夏祭り等の地域行事で食品の調理や販売を行う場合、保健所生活衛生課にご相談ください。事前に届出をいただくことにより、食中毒等を防止するための衛生管理についてご説明いたします。

## AED（自動体外式除細動器）を貸し出しています

【保健所保健総務課 TEL042-724-4241】

市民が参加する行事等（営利を目的とするものを除く。）を開催する町内会、自治会などの団体にAEDを貸し出しています。ハイキングなど、市外へ出掛けるイベントの場合でも貸し出しが可能です。

貸出期間や要件など、詳細につきましては、保健総務課へお問合せください。

## ⑦ 健康

### がん検診について

【保健所健康推進課 TEL042-725-5178】

町田市民の死因第1位であるがんは、予防や早期発見、早期治療が必要です。

町田市では胃がんリスク検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を実施しています。各がん検診を受ける際には受診券やご案内はがき等は不要です。実施医療機関に直接、予約をしていただければ受診できます。

受診できる年齢、受診期間など詳細につきましては、健康推進課へお問い合わせください。



町田市ホームページ  
「がん検診のご案内」

### ゲートキーパー養成について

【保健所健康推進課 TEL042-724-4236】

町田市では、ゲートキーパー養成講座を実施しています。ゲートキーパーとは、悩みを抱える方から相談された際や周囲に対する気づき・声かけ・傾聴を通じ、適切な相談機関につなぐことが期待される人のことです。特別な資格ではなく、誰でもなることができます。悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、等の状況に陥ることがありますので、周囲の人々が悩みを抱えた人を支援するために、ゲートキーパーとして活動することが求められる時があります。



町田市ホームページ  
「悩みの相談先一覧」

ゲートキーパー養成講座の詳細につきましては、健康推進課へお問い合わせください。

なお、町田市民の方が利用できる「悩み」の相談窓口の一覧については、右記の二次元バーコードからご確認ください。

## 医療情報冊子（みんなの医療）の提供

【保健所保健総務課 TEL042-722-6728】

適切な受診先の見つけ方、救急医療、医療機関の探し方等の医療に関する情報をまとめた冊子です。

冊子のデータを町田市ホームページに掲載しています。詳しくは、保健総務課までお問い合わせください。

## ⑧ コミュニティ

### 地区協議会

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-2783】

地区協議会は、地区の特性と資源をいかして、地区の課題を自ら解決し、さらに魅力発信や向上に主体性を持って取り組む団体同士のネットワークです。市内の全10地区で設立されています。

町田市町内会・自治会連合会の地区連合会、町田市青少年健全育成地区委員会、町田市民生委員児童委員協議会のほか、学校、社会福祉法人、消防団など、様々な団体が参加・協力しています。



### 町田市町内会・自治会連合会

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-2783】

市連合会は現在10の地区連合会で構成されています。

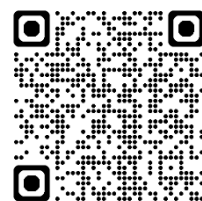
各地区の会長で構成する「地区長会」とその他の地区代表を加えた「役員会」とで、各地区の問題、市関係の調整、市内関連団体等との調整や情報交換を行っています。また防犯、防災、交通等安全対策、市政懇談会の開催、会長研修会の実施、社会福祉協議会への協力、日赤の募金、献血の呼びかけ協力等多面的な活動を行っています。



## 「町田市における地域コミュニティの未来に関する共同研究」について

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4362】

2024年度から2か年で法政大学と取り組んだ「町田市における地域コミュニティの未来に関する共同研究」最終報告書を町田市HPで公表しています。町内会・自治会の皆様には、アンケートやインタビュー調査等でご協力いただき誠にありがとうございました。



### ⑨ その他

#### まちだサポーターズについて

【文化スポーツ振興部スポーツ振興課 TEL042-724-4036】

まちだサポーターズは、2013年の「スポーツ祭東京2013」の町田市開催をきっかけに誕生した市民ボランティアです。FC町田ゼルビア・ASVペスカドーラ町田のホームゲーム、町田さくらまつり等、様々なイベントでご活躍いただいています。

一緒に活動してくれる方を随時募集しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

#### ボランティアについて

【町田市社会福祉協議会町田ボランティアセンター TEL042-725-4465】

町田ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や情報提供などを行っています。また、各種講座（手話講習会、傾聴ボランティア、災害ボランティア・コーディネーター等の養成講座など）を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

#### ふれあいサロン・子育てサロン活動事業

【町田市社会福祉協議会 TEL042-722-4898】

ふれあいサロン・子育てサロンは、地域住民の皆さんや子育て中の方々が集まる「交流の場」をつくる事業です。

現在、市内に74カ所のサロンがあり、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、外出やミニコンサートを開くなど、多種多様な活動を地域住民が主体となって行っています。

当会のふれあいサロン・子育てサロンになるためには、一定の要件があります。詳細は、町田市社会福祉協議会へお問い合わせください。

#### 「赤い羽根共同募金」・「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」について

【町田市社会福祉協議会 TEL042-722-4898】

町田市社会福祉協議会が東京都共同募金会町田地区協力会の事務局となり、「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の募金活動に取り組ん

でいます。

「赤い羽根共同募金」で寄せられた募金は、市内の高齢者福祉施設や障がい者福祉施設、児童福祉施設などの備品整備等のために配分され、活用されています。また小地域福祉活動費として、募金にご協力いただいた町内会・自治会の活動を支援するためにも使われています。

「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」で寄せられた募金は、市内で支え合い活動を行っている福祉団体・グループへ配分し、福祉のまちづくりを推進するために活用されています。

各募金の詳細は、町田市社会福祉協議会へお問い合わせください。

## フードバンクまちだ

【町田市社会福祉協議会 TEL042-722-4898】

市民の方々や企業・団体から、家族や職場で使う予定のない食品の寄付を募り、行政関係機関を通して食に困っている世帯へ食材を提供します。また、市内の子ども食堂や無料学習塾等にも食材を提供し、運営支援を行っています。食材のご寄付等、詳細は町田市社会福祉協議会へお問い合わせください。

※災害備蓄品のお預かりはいたしておりません。

## 町田市庁舎及び主な施設一覧

### 町田市庁舎・市施設

名称	電話番号	所在地
町田市庁舎	(代表) 042-722-3111	森野 2-2-22
健康福祉会館	042-725-5471	原町田 5-8-21
町田市保健所中町庁舎	(代表) 042-722-0621	中町 2-13-3
鶴川保健センター	042-736-1600	大蔵町 1981-4
町田市民フォーラム	042-723-2888	原町田 4-9-8
町田市生涯学習センター (まちだ中央公民館)	042-728-0071	原町田 6-8-1
教育センター (（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設<仮設施設>)	042-793-2481	山崎 1-2-17
町田市立中央図書館	042-728-8220	原町田 3-2-9
町田市バイオエネルギーセンター	042-797-2732	下小山田町 3160
鶴見川クリーンセンター	044-988-7101	三輪緑山 1-1
成瀬クリーンセンター	042-720-1825	南成瀬 8-1-1
市立総合体育館	042-724-3440	町田市南成瀬 5-12
サン町田旭体育館	042-720-0611	町田市旭町 3-20-60
市立室内プール	042-792-7761	町田市図師町 199-1
町田GIONスタジアム (町田市立陸上競技場)	042-735-4511 (野津田公園管理事務所)	町田市野津田町 2035

### 市民センター・コミュニティセンター等

名称	電話番号	所在地
南市民センター (2026年10～12月は行政窓口を閉所、 2027年6月末まで施設の貸出を中止予定)	042-795-3165	金森 4-5-6
なるせ駅前市民センター	042-724-2511	南成瀬 1-2-5
鶴川市民センター	042-735-5704	大蔵町 1981-4
忠生市民センター	042-791-2802	忠生 3-14-2
堺市民センター	042-774-0003	相原町 795-1
小山市民センター (2026年8～10月は行政窓口を閉所、 2027年3月25日まで施設の貸出を中止 予定)	042-798-1927	小山町 2507-1
町田駅前連絡所	042-732-0777	原町田 6-12-20 小田急百貨店町田店 3階

鶴川駅前連絡所	042-737-0217	能ヶ谷 1-2-1 和光大学ポプリホール鶴川内
玉川学園コミュニティセンター	042-732-9372	玉川学園 2-19-12
木曾山崎コミュニティセンター	042-793-3030	山崎町 2160-4
成瀬コミュニティセンター	042-723-6763	西成瀬 2-49-1
つくし野コミュニティセンター	042-796-1955	つくし野 2-26-5
木曾森野コミュニティセンター	042-725-4939	木曾東 1-2
三輪コミュニティセンター	044-987-1951	三輪緑山 4-14-1

## 子どもセンター

名称	電話番号	所在地
子どもセンターばあん	042-788-4181	金森 4-5-7
子どもセンターつるっこ	042-708-0236	大蔵町 1913
子どもセンターぱお	042-775-5258	相原町 2025-2
子どもセンターただ ON	042-794-6722	忠生 1-11-1
子どもセンターまあち	042-794-7360	中町 1-31-22

## 地域子育て相談センター

名称	電話番号	所在地
忠生地域子育て相談センター	042-789-7545	山崎 1-2-14
南地域子育て相談センター	042-710-2752	金森東 1-12-16
鶴川地域子育て相談センター	042-734-3699	大蔵町 1913
堺地域子育て相談センター	042-770-7446	相原町 2025-2
町田地域子育て相談センター	042-710-2747	中町 1-31-22

## 中学校給食センター

名称	電話番号	所在地
町田忠生小山エリア中学校給食センター	070-8697-4970 (市民交流エリア) /042-851-9752 (センター直通)	町田市山崎町 1314-5
南エリア中学校給食センター	070-2186-8504 (市民交流エリア) /042-860-7756 (センター直通)	町田市南成瀬 7-17-3
鶴川エリア中学校給食センター	042-708-8210 (センター直通)	町田市金井 2-28-2

## 高齢者支援センター（地域包括支援センター）とあんしん相談室

名称	電話番号	所在地	所管地域
堺第1高齢者支援センター	042-770-2558	相原町 2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)	相原町
相原あんしん相談室	042-700-7121	相原町 1158-26	
堺第2高齢者支援センター	042-797-0200	小山ヶ丘 1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)	小山町 小山ヶ丘 上小山田町
小山あんしん相談室	042-794-8751	小山町 2619	
忠生第1高齢者支援センター	042-797-8032	下小山田町 3580 (ふれあい桜館1階)	下小山田町 忠生 小山田桜台 矢部町 常磐町 根岸町 根岸 函師町
忠生あんしん相談室	042-792-8888	忠生 3-1-34 もりやハイツⅡ101号室	
忠生第2高齢者支援センター	042-792-1105	山崎町 2200 山崎団地 3-18 棟 101号 (山崎団地名店会内)	山崎町 山崎 木曾町 木曾西 木曾東 (都営木曾森野アパートを除く) 本町田の一部 (公社住宅町田木曾)
木曾あんしん相談室	042-794-7901	木曾東 1-34-10 ちひろマンション 101	
鶴川第1高齢者支援センター	042-736-6927	薬師台 3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清風園内)	小野路町 野津田町 金井 金井町 金井ヶ丘 大蔵町 薬師台
大蔵あんしん相談室	042-708-8964	大蔵町 806	
鶴川第2高齢者支援センター	042-737-7292	能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1階	能ヶ谷 三輪町 三輪緑山 広袴町 広袴 真光寺町
鶴川あんしん相談室	042-718-1223	鶴川 6-7-2-103号室	

			真光寺 鶴川
町田第1高齢者 支援センター	042-728- 9215	森野 4-8-39 (特別養護老人ホーム コモンズ内)	原町田 (都営金森1丁目アパ ートを除く) 中町 森野
原町田あんしん 相談室	042-722- 8500	原町田 4-24-6 せりがや会館1階	旭町 木曾東の一部 (都営木曾森野アパート)
町田第2高齢者 支援センター	042-729- 0747	本町田 2102-1 (本町田高齢者在宅サ ービスセンター内)	本町田 (公社住宅町田木曾を除く)
本町田あんしん 相談室	042-860- 7870	藤の台 1-1-50-109	藤の台 南大谷の一部 (公社住宅本町田)
町田第3高齢者 支援センター	042-710- 3378	玉川学園 3-35-1 (玉川学園高齢者在宅 サービスセンター内)	玉川学園 南大谷 (公社住宅本町田を除く)
南大谷あんしん 相談室	042-851- 8421	南大谷 4-7-23	東玉川学園
南第1高齢者 支援センター	042-796- 2789	南町田 5-16-1 (特別養護老人ホーム 芙蓉園内)	南町田 鶴間 小川
小川あんしん 相談室	042-812- 2127	小川 6-1-11	つくし野 南つくし野
南第2高齢者 支援センター	042-796- 3899	金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム 合掌苑桂寮内)	金森 金森東 南成瀬
成瀬が丘あんし ん相談室	042-795- 9100	成瀬が丘 2-23-4 ベルハイツ成瀬1-A号室	成瀬が丘 原町田の一部 (都営金森1丁 目アパート)
南第3高齢者 支援センター	042-720- 3801	西成瀬 2-48-23	成瀬 西成瀬
成瀬台あんしん 相談室	042-732- 3239	成瀬台 3-8-1	高ヶ坂 成瀬台

まちだ福祉<sup>まる</sup>○ごとサポートセンター

名称	電話番号	所在地	所管地域
まちだ福祉○(ま る)ごとサポートセ ンター堺	042-703-0430	相原町 796-12 セントラルコート相原 1階	小山ヶ丘 小山町 相原町

まちだ福祉○（ま る）ごとサポートセ ンター鶴川	042-860-2986	大蔵町 295-2 近藤ビル 1A	金井 金井町 金井ヶ丘 薬師台 大蔵町 能ヶ谷 鶴川 広袴 広袴町 真光寺 真光寺町 小野路町 野津田町 三輪町 三輪緑山
まちだ福祉○（ま る）ごとサポートセ ンター忠生	042-851-9755	忠生 3-14-2 忠生市民センター内 1階	小山田桜台 上小山田町 下小山田町 図師町 忠生 常盤町 根岸 根岸町 矢部町 山崎町 山崎 木曾西 木曾町 木曾東
まちだ福祉○（ま る）ごとサポートセ ンター南	042-850-7194	小川 5-8-2 1階	小川 金森 金森東 つくし野 鶴間 南つくし野 南町田 高ヶ坂 成瀬 西成瀬 南成瀬 成瀬台 成瀬が丘

まちだ福祉○（ま る）ごとサポートセ ンター町田	042-732-3501	原町田 4-9-8 町田市民フォーラム内 4階	原町田 旭町 中町 森野 玉川学園 東玉川学園 藤の台 本町田 南大谷
--------------------------------	--------------	----------------------------	---

## その他の官公署等

名称	電話番号	所在地
町田市民病院	(代表) 042-722-2230	旭町 2-15-41
町田警察署	042-722-0110	旭町 3-1-3
南大沢警察署	042-653-0110	八王子市南大沢 1-8-3
町田消防署	042-794-0119	本町田 2380-3
町田税務署	042-728-7211	中町 3-3-6
町田都税支所	042-728-5111	中町 1-31-12
東京都南多摩東部建設事務所	042-720-8622	中町 1-31-12
町田公共職業安定所 (ハローワーク町田)	(代表) 042-732-8609	(本庁舎) 森野 2-28-14 町田 合同庁舎 1階 (森野ビル庁舎) 森野 1-23-19 小田急町田森野ビル 2階
町田まちづくり公社 (ぽっぽ町田)	042-723-8770	原町田 4-10-20 ぽっぽ町田 地下1階
南多摩斎場	042-797-7641	上小山田町 2147
町田市社会福祉協議会	042-722-4898	原町田 4-9-8 市民フォーラム 4階
町田商工会議所	042-722-5957	原町田 3-3-22
町田市観光コンベンション協会	042-724-1951	原町田 4-10-20 ぽっぽ町田 地下1階
町田市シルバー人材センター	042-723-2147	森野 1-1-15
町田市勤労者福祉サービスセン ター (さるびあタウン)	042-723-0667	東京都町田市森野 2-27- 10 エムコーポ森野 1F

## 連合会

名称	電話番号	所在地
町田市町内会・自治会連合会	042-722-4262 (月～水、金曜日 午前10時～午後4時)	町田市原町田 4-9-8 市民フォーラム 1階
ホームページアドレス	<a href="http://machida-shiren.com/">http://machida-shiren.com/</a>	

町田市 町内会・自治会活動のハンドブック (第10版)

編集・発行 町田市市民部 市民協働推進課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

電話：042-724-4358 FAX：050-3085-6517

Mail：mcity7540@city.machida.tokyo.jp

編集協力 町田市町内会・自治会連合会

発行 2026年4月

印刷 庁内印刷

刊行物番号 26-6

この冊子は、650部印刷し、一部あたりの単価は429円です。